

近年発生した火災への対応

- ① 糸魚川市大規模火災
- ② 埼玉県三芳町倉庫火災
- ③ 札幌市の生活困窮者等が居住する施設で発生した火災

① 糸魚川市大規模火災

糸魚川市大規模火災に対する取組状況

火災概要

- 平成28年12月22日10時20分頃、新潟県糸魚川市、糸魚川駅北側に位置する木造建築物密集地域の飲食店より出火
- 出火原因: 大型こんろの消し忘れ
- 焼損棟数147棟、焼損面積約30,412㎡、負傷者17人(うち消防団員15人)
- 強風により複数箇所に飛び火が発生するなど、広範囲に延焼拡大
 - ・ 最大風速13.9m/s、風向: 南(10:20糸魚川市気象観測点)
 - ・ 最大瞬間風速27.2m/s、風向: 南南東(11:40糸魚川市消防本部)

① 通知

- 新潟県糸魚川市大規模火災を踏まえた火災に対する警戒の強化について(平成28年12月28日付け消防消第247号)
⇒火災に対する警戒の強化、消防法第22条に基づく火災に関する警報 など
- 密集市街地の整備の促進等について(平成29年1月7日付け国土交通省都市局都市安全課長、住宅局市街地建築課長通知)
⇒大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地の確認、密集市街地総合防災事業等の活用 など

② 平成29年春季全国火災予防運動実施要綱

5 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防対策や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取扱いにおける注意の徹底
- オ 工事等における火気管理の徹底

③ 検討会

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会

- 総務大臣の指示により有識者による検討会を設置
- 糸魚川市大規模火災の消防活動等を検証した上で、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討
第1回 1月27日、第2回 2月24日、第3回 3月9日、第4回 3月24日、第5回 4月10日、第6回 4月24日

<消防庁長官通知>

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について(平成29年5月19日付け消防消第117号)
<早急に取り組むべき事項と今後通知等する事項に整理>

糸魚川市大規模火災を踏まえた対応策



(糸魚川市消防本部提供)



(糸魚川市消防本部提供)

1. 総論 全国どこでも、**木造の建築物が多い地域**においては、**強風下**で、大規模な火災の可能性

2. 対応策 (1) 消防本部等で取り組むべきこと(H29.5.19付け長官通知等)

危険性が高い地域の確認・指定及び火災防ぎょ計画の策定推進

大規模な火災につながる危険性が高い地域を確認・指定し、**火災防ぎょ計画を策定することを推進**

必要なポンプ車の台数、使用する消防水利、車両の部署位置等を定め、計画に基づく訓練を実施

強風下における消防対策

強風下において迅速かつ確な消火活動を行うために飛び火警戒を含めた**消火活動の具体的な要領を定めておくこと**や、地域の特性・弱点の分析が必要。

応援体制

- 管内の消防力を最大限出動させるのと同時に**応援要請**
- 代表消防本部等が**応援要請を代行**
- 隣接消防本部等が**応援要請を待たずに出動**
- 応援を行う際に管内の消防力が低下しないよう、**予備車の活用や消防団によるバックアップ**

消防水利

- 確認・指定した地域における消防水利の確保のための計画の策定を推進
- 地元建設業協会等との間で給水活動等についての**協定を締結**
- 海、河川などの**自然水利からの遠距離大量送水のためのスーパーポンパー※を整備**

※ 整備状況: 21本部・50隊配置済
送水能力: 1km先に3,000L/分以上(通常のポンプ車は200m先に1,500L/分)

小規模飲食店への消火器設置の義務化

延べ面積**150m²**未満の飲食店にも消火器の設置を義務付ける方向で検討

連動型住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を活用し、飲食店を含む**隣接建物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式**の効果や課題を検証

消防団員の安全管理の再徹底

シールド付き防火帽などの**安全装備の充実**、**正しい着装の徹底**などの**安全管理の徹底**

(2) 消防庁の対応

- 地域を確認・指定するための手順・基準の提示(市街地火災延焼シミュレーションの活用等)(H29.7.31付け消・救課長通知)
- 計画のひな形の提示(H29.7.31付け消・救課長通知)
- 研修会の実施(H29年度全国14ブロックにて開催)
- 強風下における消防対策を提示(H29.12.22付け消・救課長通知)
- 応援体制を見直すための方策の提示(H29.7.31付け広応室長通知)
- 消防水利の確保について財政支援策の活用
- 協定締結の先進事例の紹介(H29.8.18付け消・救課長通知)

(3) 目指すべき姿

- 可能な限り早く・計画等の策定・協定締結を目指す
- 必要な資器材を整備



- 必要な消防水利の確保を目指す

- 政令等の改正(H30.3.28改正政令等の公布)

- 初期消火対策の強化

- モデル事業の実施による検証(H29年度全国36地区にて実施)

- 検証結果に基づき展開を検討

- 安全装備の充実等について周知徹底(H29.5.19付け長官通知)

- 装備の充実などの安全管理の徹底

糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について（初期消火対策）

○消防法施行令の一部を改正する政令等の公布（平成30年3月28日）

【概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（3）項に掲げる飲食店等における消火器具の設置に関する基準の見直しを行った。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則の規定を見直すとともに、所要の改正を行った。

【理由】

今回の政令改正においては、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」における検討の結果等を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等について、原則として、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置対象とすることとする。ただし、防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる飲食店等については、火災危険性が低いと考えられることから、今回の消火器具の設置義務化の対象から除外することとする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、防火上有効な措置として総務省令で定めるものを規定するほか、今回新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等における消火器具の設置場所について規定することとする。

【施行期日】

平成31年10月1日（公布から施行期日までの間に改正に係る周知を行うこととし、経過措置は設けないこととする。）

○火を使用する設備又は器具※₂（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの※₃を除く。）を設けた飲食店等※₁については、延べ面積に関わらず、消火器具の設置を義務付けることとする。

- ※₁ 飲食店等：消防法施行令別表第1（3）項イに掲げる施設 ⇒ 待合、料理店その他のこれらに類するもの、同表（3）項ロに掲げる施設 ⇒ 飲食店
- ※₂ 火を使用する設備又は器具：火を使用する設備 ⇒ 厨房設備（組込型こんろ等を含む。）、火を使用する器具 ⇒ 調理用器具、移動式こんろ（卓上型こんろ等を含む。)
- ※₃ 防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの

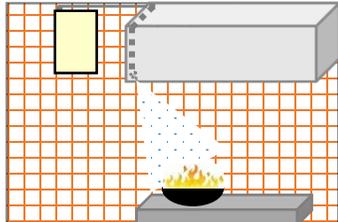
○ 調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し、**火を消す装置**



○ 自動消火装置

厨房設備における温度上昇を検知して自動的に消火薬剤を放射することにより**火を消す装置**



○ 圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を検知し自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給が停止されることにより**火を消す装置**
※日本工業規格（JIS）S2147で設けることとされている。

× 立ち消え安全装置（対象外）

鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスが供給され続けることによるガス漏れを防止する装置であり、**火を消す装置ではない**ため対象外



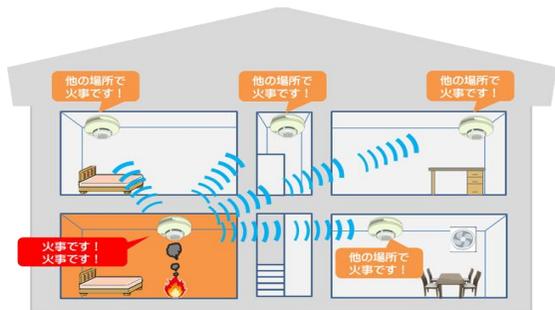
- 飲食店から出火した場合に地域ぐるみで早期に火災を覚知し迅速に初期消火を行うために、住宅用火災警報器を活用し、飲食店を含む隣接建物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式の効果や課題について検証することが必要。

検証事業の概要

連動型住宅用火災警報器を複数建築物（小規模飲食店を含む）に設置し、設置時及び数ヶ月継続設置する期間を通じて、連動させる場合の効果及び課題等を検証した。（平成29年度 32消防本部36地区にて実施）

連動型住宅用火災警報器

火災を感知した警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての警報器が無線信号を受けて警報を発する仕組みの住宅用火災警報器。通常の設置方式では、一住戸内で無線連動。



新たな方式

今回の検証においては、一住戸内で無線連動する製品である「連動型住宅用火災警報器」を応用し、隣接建物間等で信号をやりとりさせる。



飲食店等の防火安全対策検討（平成30年度事業）

屋内の住宅用火災警報器と連動して、飲食店等で発生した火災を早期に周辺に知らせる屋外警報装置等の検討を行っているところ。

② 埼玉県三芳町倉庫火災

埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた対応

火災の概要

1 発生日時等

覚知時刻：平成29年2月16日(木) 9時14分
鎮圧時刻：平成29年2月22日(水) 9時30分
鎮火時刻：平成29年2月28日(火) 17時00分

2 建物概要

- ・住所：埼玉県三芳町大字上富1163
- ・用途：倉庫(消防法施行令別表第一 (14)項)
- ・建築年月：平成25年4月
- ・構造/階数：
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 (耐火建築物)/3階建て
- ・延べ面積：71,891.59㎡
- ・消防用設備等：
消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備(1階の一部に自主設置)、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯、消防用水

3 火災の状況

- ・焼損床面積：約43,981㎡
- ・人的被害：負傷者2名(重症1名、軽症1名)
- ・消防活動状況(最大時)：
消防車両 105台
入間東部地区消防組合消防本部28台、
県内応援(さいたま市消防局等15消防本部)53台
消防団(4市町)24台
- ・出火原因等：
調査中(出火階1階)
<参考>
スプリンクラー設備は、非火災エリアのため作動せず。

火災予防上の対応

4 当面の対応

- 類似の火災の発生を防止するため、消防本部に対し、大規模倉庫に対する立入検査の実施等による防火対策の徹底を図るよう、2月28日に通知を发出。
- 違反が認められる場合は、重点的に改善指導を図るとともに、重大な消防法令違反がある場合は、速やかに警告・命令等の厳格な措置を講ずること。
 - 防火区画を形成するための防火シャッター及び防火扉の閉鎖障害となる物件が置かれること等のないよう適切に管理すること。
 - 火災発生時の初動対応について、再徹底を図ること。特に、通報、初期消火、避難誘導のほか、当該防火対象物の構造その他消防活動上必要な情報の消防隊への提供について、消防計画に定める内容を確認するとともに、必要な体制構築を図ること。 など

5 今後の防火対策及び消防活動についての検討

- 長期間にわたって大規模に延焼したことを踏まえ、消防庁と国土交通省が共同で有識者等からなる検討会を開催(3月14日に第1回、4月12日に第2回、5月12日に第3回、6月21日に第4回)。
- 平成29年6月に報告書を取りまとめ。

「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」の概要

課題

対策

防火区画が適切に形成されなかったことや、初動対応が十分でなかったことにより、早期に消火できなかった。

火災の拡大を初期段階で確実に防止するための対策の確保

シャッターの作動状況

- 火災信号等を送る電線の一部でショートが発生したことによって、多数の防火シャッターが正常に起動しなかった。
- 防火シャッターと連動するコンベヤのシステムの不動作や、防火シャッターの降下位置に放置された物品が原因となって、多数の防火シャッターの閉鎖障害が発生した。

- 電線のショートによる被害防止対策の強化
- 事業者自らが防火シャッター等の維持管理計画を策定し、実施。
 - ① 国によるコンベヤの設置時の留意事項を含む倉庫の維持管理指針の策定
 - ② 事業者による個別の倉庫ごとの実情に応じた維持管理計画の策定
 - ③ 行政による維持管理計画の運用状況のフォローアップ

事業者による初動対応

- 屋外消火栓を用いた初期消火の際、誤操作により十分な放水量が得られなかった。
- 火災発生を確認した時点で、119番通報が行われなかった(自動火災報知設備の作動7分後に通報)。

- 消火栓を用いた消火訓練や実火災を想定した通報・避難訓練について、倉庫の状況に応じた効果的な内容を事業者が計画し、実施。

広範に火災が広がった結果、効率的な消火ができなかった

仮に火災が広範に拡大した場合においても、より効率的に消火できる対策の充実

火災拡大期における消防活動

- 開口部が少ないため、内部進入が困難であった。
- 建物中央部への放水活動が困難であった。
- 火災拡大期に伴い、重機で外壁を破壊する必要があった。
- 爆発的燃焼が発生し、消防活動に支障があった。

- 各消防本部において、以下のような取組みを推進。
 - ① 効率的な消防活動を行うため、倉庫ごとの活動に関する事前計画を策定
 - ② 解体・建設事業者等との間で、災害時の破壊・給水活動協力に関する協定をあらかじめ締結
- 大規模・特殊な火災に際し、活動経験を有する消防職員や知識技術を有する有識者の知見等を活用できる仕組みを構築。
- より早期に進入するための経路や、建物中央部に放水する手段等に関するガイドラインを作成し、事業者において建物の実情に応じた防火対策を実施。

大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進について

「大規模倉庫における火災の教訓」リーフレット

○ 埼玉県三芳町倉庫火災の教訓について

- ・ 火災発生に際して、発見者は自ら初期消火を試みたものの、結果として、自動火災報知設備の鳴動から約7分が経過するまで、119番通報が行われなかったこと。
- ・ 屋外消火栓設備を用いた初期消火の際、ポンプの起動操作が行われておらず、初期消火に必要な放水量が得られなかったこと。
- ・ 今回の火災では、逃げ遅れによる人的被害はなかったものの、火災発生時に多数の従業員が迅速かつ的確な避難を行うため、実火災の具体的な状況を想定した避難訓練を実施することが有効であること。

○ 教訓を踏まえて必要と考えられる消防訓練について

- ・ 屋外消火栓設備又は屋内消火栓設備を使用して実際に放水する訓練
- ・ 火災の発生場所や燃焼物などを具体的に想定したロールプレイング形式の模擬的な通報訓練
- ・ 防火シャッターが閉鎖している場合に、各々の従業員が、くぐり戸を介して地上まで避難するための経路を把握するとともに、実際に当該経路を歩行することにより、従業員全員が円滑に避難できることを確認する訓練
- ・ 避難が完了しているエリアにおいて、防火シャッターが降下しない場合を想定し、防火シャッター近傍の手動操作装置を起動される手順を確認する訓練
- ・ 事業所における消防隊への情報提供等に係る体制について確認する訓練（消防隊との連携訓練等）



上記の教訓を踏まえ屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備を用いた消火訓練や実火災を想定した通報・避難訓練などの効果的な訓練を事業者が計画し、実施するためのリーフレットを作成。

大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドラインの概要①

ガイドラインの趣旨・目的

- 大規模倉庫において火災が広範囲に拡大すると、消防隊による消防活動がきわめて困難となることから、防火シャッターの確実な作動や事業者による初動対応の実効性向上などの初期火災の拡大を防止するための対策を講じることが不可欠である。
- 万が一、火災が広範囲に拡大した場合においてもできるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的として、倉庫等の事業者が、個々の建物の状況に応じて消防活動を支援するための措置を検討し、必要な対策を講じる場合において参考とするための指針として作成。

ガイドラインの対象となる防火対象物

- 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物(同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。)で、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上となる新築のもの。
- 上記の趣旨・目的に照らし、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるものについても本ガイドラインを準用することが望ましい。
特に留意すべき消防活動上の困難性を有する条件は、以下のとおり。
 - (1) 無窓階が存するもの
 - (2) 一の進入用階段等からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの
 - (3) 防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの1/2以上が、連動防火設備の水平投影の長さである防火区画が存するもの
 - (4) 建物内部に可燃物が大量に存するもの

大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドラインの概要②

消防隊の内部進入を支援するための措置（例）

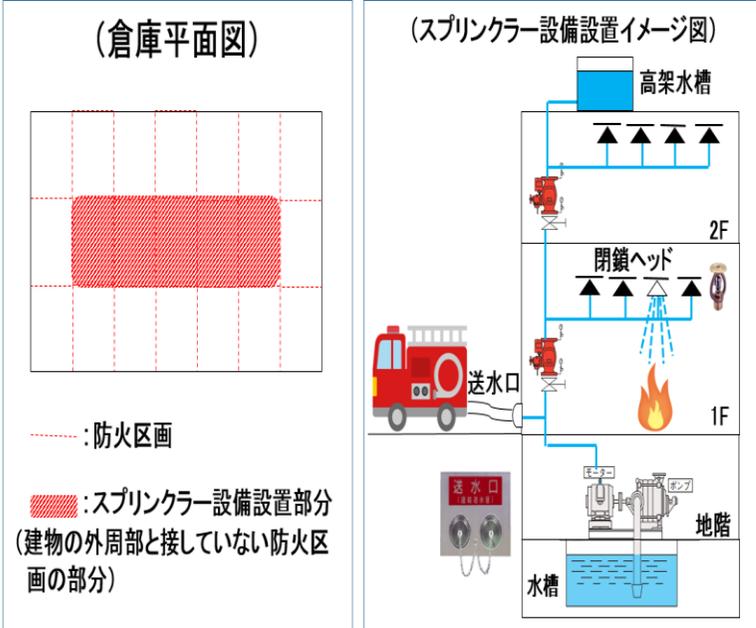
- ア 進入用階段等(※)を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。
- イ 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の2階以上の階に設ける。

※ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段の構造に適合する階段、同令第3項に規定する特別避難階段の構造に適合する階段又は建築基準法施行令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターをいう。

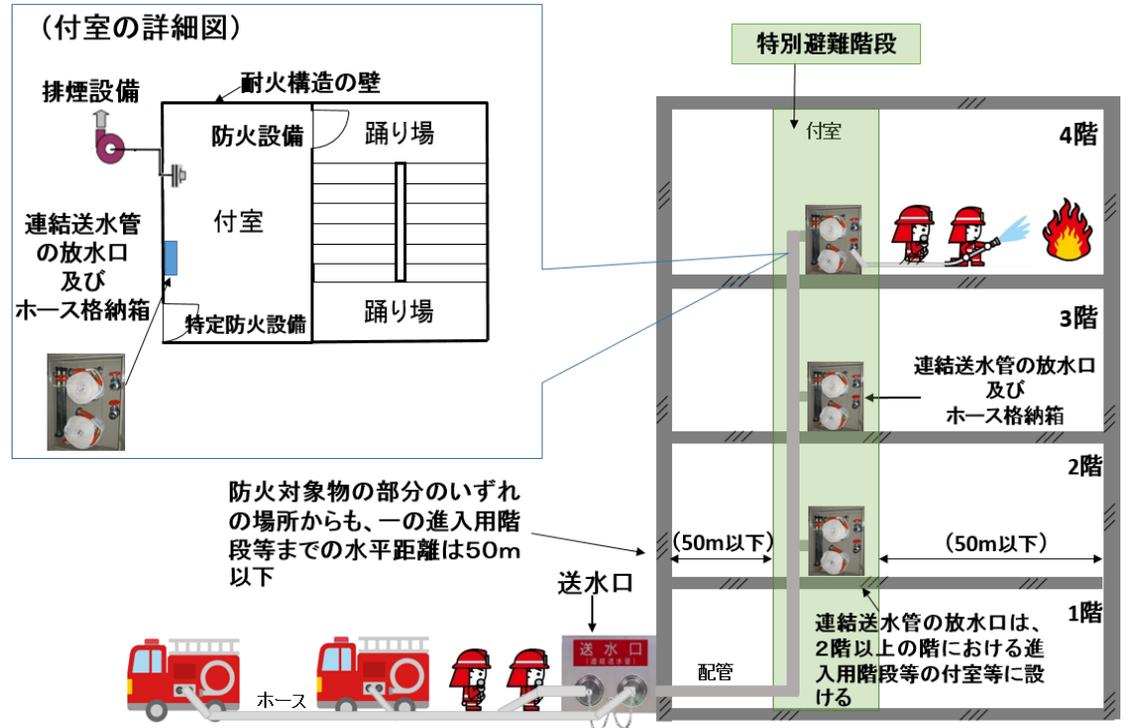
建物中央部における消防活動を支援するための措置（例）

○屋外から建物中央部に送水を行う方法

外周部と接していない防火区画の部分に、スプリンクラー設備を消防法施行令第12条の規定に基づき設置する。



○進入用階段等の踊場、付室又は乗降ロビーを消防活動拠点とする方法



大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドラインの概要③

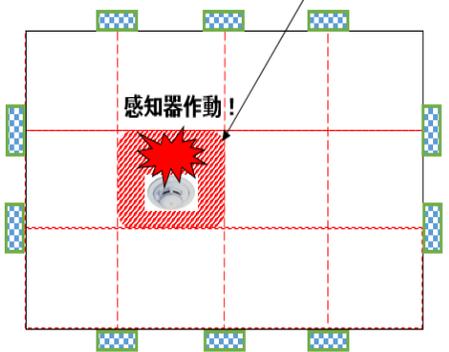
建物中央部における消防活動を支援するための措置（例）

○非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法

(防火区画形成イメージ図)

- : 防火区画
- ▨ : 作動した感知器が存する防火区画
- ▣ : 非常用進入口に設けられたバルコニー

作動した感知器が存する防火区画を形成するための全ての連動防火設備を閉鎖

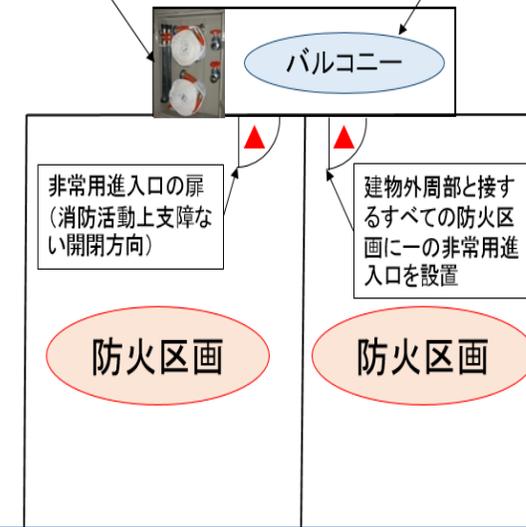


(非常用進入口イメージ図)

▲ : 非常用進入口

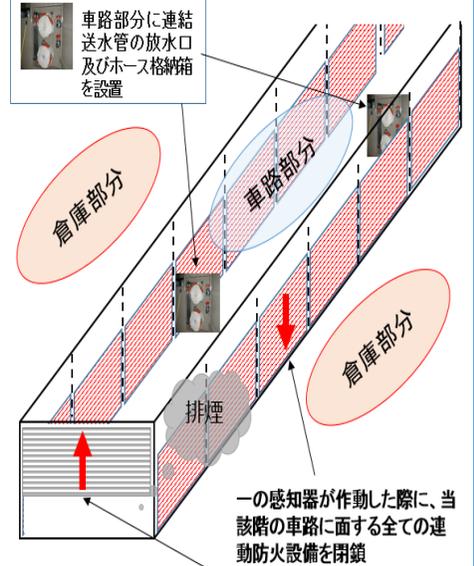
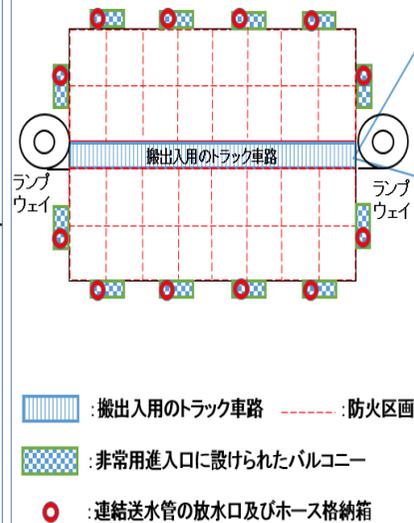
連結送水管の放水口
及び
ホース格納箱

消防活動上有効な面積5㎡以上



(建物中央部において車路が存する場合は、左記に加えて以下の措置も実施)

(倉庫平面図)



(車路部分拡大図)

一の感知器が作動した際に、当該階の車路に面する全ての連動防火設備を閉鎖

一の感知器が作動した際に、当該階の車路の屋外に面する全ての開口部を開放

その他

- 上記の措置例は、例示であり、建物の位置、構造又は設備等の状況に応じた対策とすることも可能。また、建物の状況や今後の技術開発、研究の進展等を踏まえて、最適な措置を講じることが望ましい。
- 上記の措置以外にも、消防水利、倉庫周囲の空地、車両の進入経路・部署位置等について円滑な消防活動が実施できるよう配慮することや、火災が広範囲に拡大しないように、出火防止対策や初期火災拡大防止対策を徹底することが必要。
- 上記の措置は、適正な維持管理(特に、スプリンクラー設備等については消防法令上の定期点検と併せて実施)を行うことが望ましい。

- 大規模な倉庫においては、可燃物量が大きいこと等から、防火シャッターが適切に閉鎖しなかった場合、初期消火が困難となり、火災の範囲が拡大するおそれがある。
- 「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」の提言を踏まえ、感知器に係る電線のショートによって多数の防火シャッターが作動しなくなることを防ぐため、以下のとおり告示^{*}を改正する。

^{*}防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）

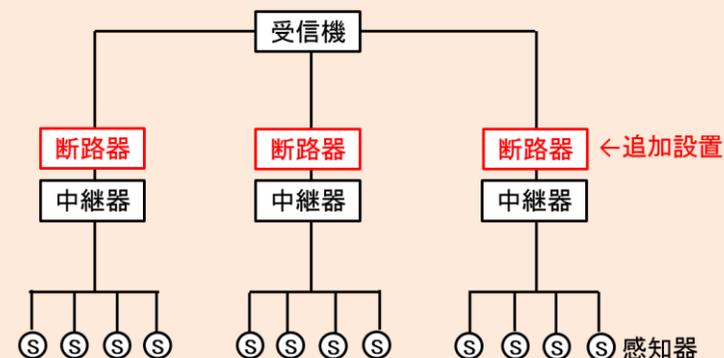
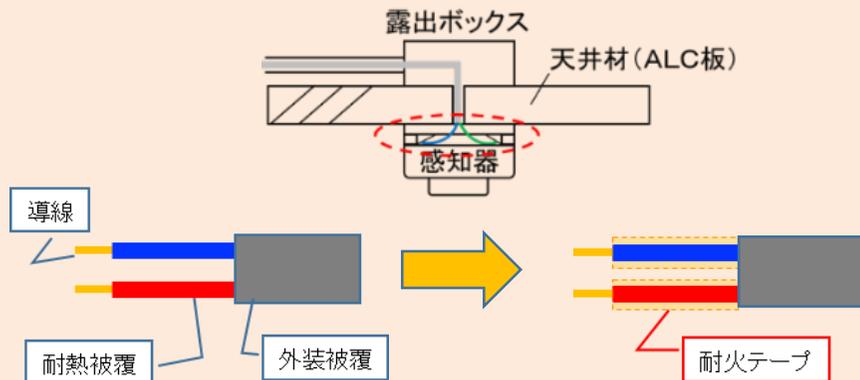
改正内容

50,000㎡以上の倉庫の防火区画に用いる防火設備について、アナログ式感知器^{*}を設ける場合は、次の①又は②のいずれかの措置を講じる。

^{*}アナログ式感知器以外の一般感知器は、ショートによって広範囲に影響を及ぼすことがないため、規制対象外。

- ① 電線の端子部分の耐熱性の強化
加熱によるショートのおそれがある感知器の端子部分に、耐火テープを巻いて耐熱性を強化する。

- ② 断路器の設置
ショートした部分を電氣的に切り離し、系統全体の機能が喪失することを防止する(3,000㎡以内ごとに電氣的な区画を形成)。



^{*}スプリンクラー設備を設置した場合は、上記①・②の措置は不要。

現状・改正主旨

○ 既存建築ストックが老朽化等により、保安上危険、衛生上有害な建築物となるリスクを抑制するため、予防的に適切なメンテナンスを促す仕組みが必要

○ 埼玉県三芳町倉庫火災(平成29年2月)においては、防火シャッターが適切に作動せず、鎮火までに長時間を要した

・ 建築物の所有者等による維持管理の促進

・ 電線のショート対策の実施

※告示改正

H30.3.27 公布

H31.4.1 施行



改正概要

【施行日：公布の日から1年以内】

① 地方公共団体による既存不適格建築物※に係る指導・助言の仕組みの導入

現行

地方公共団体は、既存不適格建築物の所有者等に対して、保安上必要な措置等をとることの勧告・命令が可能

改正案

既存不適格建築物の所有者等に対して、予防的な観点から、建築物の適切な維持保全を促すため、指導・助言の仕組みを追加

保安上危険な建築物等
に対する措置

命令

勧告

保安上危険な建築物等
に対する措置

命令

勧告

指導・助言

※ 既存不適格建築物：建築時以後の基準の強化により、現行基準に適合しなくなった既存建築物

② 維持保全計画※の作成が必要となる建築物等の範囲を拡大

【施行日：公布の日から1年以内】

※日常的に適切な維持管理をするための計画

現行

多数の者が利用する施設
(例：劇場、ホテル、店舗等)

改正案

現行に加え、
大規模倉庫、工場などに対象を拡大

現行の
対象

多数の者が
利用する施設

(例：劇場、ホテル、店舗等)

倉庫、
工場等

改正後の
対象

多数の者が
利用する施設

(例：劇場、ホテル、店舗等)

倉庫、
工場等

③ 札幌市の生活困窮者等が居住する施設
で発生した火災

札幌市の生活困窮者等が居住する施設で発生した火災を踏まえた対応

覚 知：平成30年 1月31日 23時40分 住 所：北海道札幌市東区北17条東1丁目4番3号
鎮 庄：平成30年 2月 1日 5時16分 用 途：消防法施行令別表第1（5）項口
鎮 火：平成30年 2月 1日 11時41分 階 数：2階建て
死 傷 者：死者11名、負傷者3名（重症1名、中等症2名） 規 模：建築面積：176㎡、延べ面積：404㎡
消防用設備等の設置状況：消火器、自動火災報知設備（条例設置）、漏電火災警報器、避難器具（任意設置）
直近立入検査日：平成28年12月23日（指摘事項なし）

類似の火災による被害の発生を防止する当面の対応として、国土交通省及び厚生労働省と連携し、同種の建物における防火対策の緊急点検や注意喚起の実施について、2月1日付けで全国の消防本部に通知。
（「消防法施行令別表第一（5）項口（下宿等）の防火対策に係る注意喚起等について」（平成30年2月1日付け消防予第26号））

<対象>

昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の寄宿舎又は下宿で、延べ面積150㎡以上のもの

<緊急点検や注意喚起の内容>

①消防法令違反の是正の徹底

消防用設備等の設置状況や消防用設備等の点検等に係る消防法令違反がある場合は、火災発生時の被害拡大が予想されることから、重点的に改善指導。

※対象となる施設が、社会福祉施設に該当する可能性がある場合は、福祉部局と連携して用途の取扱いを適切に判定。

②施設管理者等に対し、以下の事項を指導

- ・消防用設備等の適切な維持管理
- ・避難経路に物品が置かれていないこと。
- ・防火管理体制に不備がないこと。

③入居者に対し、直接又は施設管理者を通じて以下の事項を注意喚起

- ・たばこ、火気管理等の出火防止対策
- ・避難経路の再確認
- ・火災の際の迅速な119番通報
- ・火災発見時に他の入居者等に大声で火災の発生を知らせること。
- ・消火器を用いた初期消火の方法

※関係行政機関（建築部局や福祉部局）や消防団、介護支援専門員、民生委員などの主体と連携。

消防署からのお知らせ

お家で火を出さないために

- ・寝たばこはしない。灰皿には水を入れる。
- ・ストーブは、燃えやすい物の近くで使わない。
- ・ガスこんろの周りに、物を置かない。
そばを離れる時は火を消す。
- ・コンセントは、たこ足配線しない。
- ・放火されないように、燃えやすい物を外に放置しない。

火災になった時に命を守るために

- ・住宅用火災警報器を設置し点検する。
- ・身近な消火器の設置場所を確認する。
- ・避難経路を確認し、避難の妨げになる物を置かない。
- ・火災の時は、大声で周りに知らせながら逃げる。



生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について

(平成30年3月20日 厚生労働省・消防庁・国土交通省連名通知)

1. 緊急点検・防災査察等の早期実施

- **消防・建築部局**は、木造の寄宿舍等※1に係る防火安全性についての緊急点検・防災査察等を早期に実施（2月1日既出の通知に係る対応） ※1：昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の寄宿舍又は下宿で、延べ面積150㎡以上のもの

2. 福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言等

- (1) **福祉事務所**は、生活保護受給者への訪問調査時に、未届施設（未届の無料低額宿泊所及び有料老人ホーム）やその可能性のある類似施設※2を把握した際には、助言等※3及び防火上の点検※4を実施するとともに、福祉部局と情報共有。**福祉部局**は、未届施設及び類似施設の実態把握並びに未届施設への届出励行を実施。
※2：例えば、高齢者世帯が10世帯以上あり、かつ、介護が必要な方や障害のある方が複数居住している建物で、食事提供を行っているものを中心に確認
※3：助言の内容は別紙1 ※4：点検項目は別紙2
- (2) **福祉部局**は、以下の建物についての情報を消防・建築部局に提供※5。
 - ① (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、未届施設と判断※6した施設
※6：今後、制度改正等にあわせて届出指導の対象となる判断基準を厚生労働省において示す際には、改めて情報提供に係る通知を予定
 - ② (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、類似施設であって、避難の困難性（入居者の状況※7）や防火安全性（建物や設備の状況※8）から特に助言等を行う必要があると考えるもの
※7：福祉部局・福祉事務所が把握した入居者の状況も共有 ※8：点検項目は別紙2
- (3) **福祉・消防・建築部局**は、(2)の施設（平成30年度においては、1の緊急点検・防災査察等を行っていないもの）について、必要に応じて、合同で訪問し、助言等を実施※9。
※9 特に優先して当該三部局による助言等を行う建物を、別紙2を参考として、福祉部局が中心となり選定
- (4) **福祉部局・福祉事務所**は、(1)による点検や、(3)による助言等の結果、改善が見込まれず、消防・建築部局の協力を得て、明らかに危険な建物と判断されるときは、入居者の生活実態に配慮しつつ、転居等を支援。

3. 無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保

- 無料低額宿泊所、有料老人ホームの事業者に対して、防火安全対策にかかるリーフレットを送付するとともに、個々の生活保護受給者（無料低額宿泊所、有料老人ホーム以外の住まいを含む）に対しても注意喚起のためのリーフレットを順次送付。

訪問調査時の入居者向け助言・注意喚起事項

○以下の着眼点について、助言・注意喚起を実施。

【入居者向けの助言・注意喚起事項】

	着眼点	助言・注意喚起の内容
1	たばこの吸い殻の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの吸い殻は、灰皿に水を入れて処理すること ・寝たばこは、絶対しないこと
2	ストーブの使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーブは、燃えやすい物の近くで使わないこと (例: ストーブの近くに洗濯物を干さないこと等) ・ストーブの灯油は、建物管理者が決めた場所・時間での給油を行うなど、適切に管理すること
3	ガスコンロの使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロの周りに、物を置かないこと ・ガスコンロは、壁から離して使うこと ・ガスコンロから離れる時は、必ず火を消すこと
4	コンセントや電気コードの使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントは、たこ足配線をしないこと ・使わない電化製品のコンセントを挿したままにしないこと ・電気コードは家具の下敷きにしたり、束ねたりしたままで使用しないこと
5	廊下や階段の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油のポリ容器や多量の段ボール・新聞紙など、燃えやすいものを廊下や階段に置かないこと ・廊下や階段に、避難の妨げになる物を置かないこと
6	住宅用火災警報器の点検状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器を定期的に点検すること

訪問調査時の防火点検事項

○確認項目欄の各項目をチェックし、その結果を踏まえて、特に当該三部局による助言等を行う必要がある建物を選定。

【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】

	確認項目	確認結果
1	3階建以上の建物で、階段室に扉が設置されていない	該当／非該当
2	避難経路に妨げになる物が大量に置かれ、人ひとりが通行することもできない状況である	該当／非該当
3	各世帯に火災警報器が設置されていない	該当／非該当
4	外壁の屋外面に、木材が露出して使用されている	該当／非該当
5	灯油が大量に置かれている	該当／非該当
6	住室間の壁のうち、増設されたもの※がある	該当／非該当

※ひとつの窓を分断するように設置されているものや、住室が極端に狭くなるように設置されたものなど。

特に当該三部局による助言等を行う建物の選定に際し、優先するもの（例）

- ① 昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の下宿、寄宿舍又は共同住宅^{注)}で、延べ面積150㎡以上のもの
- ② 【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】の1～6のうち、該当する項目の多いもの

注) 平成30年度においては、平成29年度の緊急点検において対応済みの下宿又は寄宿舍を除く。